

午後 2時00分開議

◎開議の宣告

○議長（片柳悦夫君） 本日は、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しております。

よって、本日の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 議案第11号 昭和村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） これより議案審議に入ります。

日程第1、議案第11号 昭和村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての議案につきましては、本定例会第1日目において上程し、村長から提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第11号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第11号 昭和村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを

採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第12号 昭和村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（片柳悦夫君） 日程第2、議案第12号 昭和村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第12号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号 昭和村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第13号 昭和村介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第3、議案第13号 昭和村介護保険条例の一部を改正する条例についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第13号について質疑に入ります。

林幸司君。

○9番（林 幸司君） せっかくですので、1点だけ質疑をさせていただきます。先日、全員協議会で詳細な説明をいただいておりますので、1点だけお伺いしたいと思います。

介護保険料につきましては3年ごとの改定で、全国平均で最初3万5,000円ぐらいだったのが7万2,000円と2倍以上に介護保険料は改正のたびに値上げをされてきました。今回、本村初めて、基準額である第5段階が8万2,200円から7万3,200円へ9,000円、約1割値下げをするという案が出されて、大変喜んでいるわけなんですけれども、関連して、今回、第11階層、12階層、13階層については追加されて、この階層の所得の人については値上げになってしまうということがありましたので、全協でちょっと聞き忘れてしまいました。この値上げされる階層の対象人数と値上げ額等の影響の試算がしてあれば、説明していただければありがたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（加藤繁範君） それでは、先ほどの質問にお答えをさせていただきます。

今回、9段階から13段階に変更となります。そして増える階層は4つとなります。

まず、10段階以降の対象となる人数なんですけど、ちょっとアバウトな数字で申し訳ないんですが、推計を出したときの人数ですけれども、306名の方が対象となります。ちなみに、10段階が144名、11段階が42名、12段階が30名、13段階が90名となります。

そして金額でございますが、10段階までの方につきましては、前回の8期の保険料と比較しますとマイナスの600円となります。年間の保険料ですが、マイナスの600円となります。ただし、11段階以降はやはり値上がりがしてしまいます。11段階につきましてはプラスの年額で1万4,000円、12段階でプラスの2万8,700円、13段階で3万6,000円のプラスという形になります。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○9番（林 幸司君） 終わります。

○議長（片柳悦夫君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号 昭和村介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第14号 昭和村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第4、議案第14号 昭和村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第14号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号 昭和村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第15号 昭和村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第5、議案第15号 昭和村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第15号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号 昭和村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第16号 昭和村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第6、議案第16号 昭和村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第16号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号 昭和村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第17号 昭和村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第7、議案第17号 昭和村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第17号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号 昭和村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第18号 昭和村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第8、議案第18号 昭和村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これ

より議案第18号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号 昭和村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第19号 昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金交付条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第9、議案第19号 昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金交付条例の一部を改正する条例についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第19号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号 昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金交付条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第20号 昭和村簡易水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第10、議案第20号 昭和村簡易水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第20号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号 昭和村簡易水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 2 1 号 昭和村農業集落排水事業基金条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第11、議案第21号 昭和村農業集落排水事業基金条例の一部を改正する条例についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第21号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号 昭和村農業集落排水事業基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 2 2 号 昭和村戸別浄化槽基金条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第12、議案第22号 昭和村戸別浄化槽基金条例の一部を改正する条例についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第22号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号 昭和村戸別浄化槽基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第23号 昭和村奨学資金貸与に関する条例の廃止について

○議長（片柳悦夫君） 日程第13、議案第23号 昭和村奨学資金貸与に関する条例の廃止についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第23号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号 昭和村奨学資金貸与に関する条例の廃止についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第24号 昭和村公の施設の指定管理者の指定について

○議長（片柳悦夫君） 日程第14、議案第24号 昭和村公の施設の指定管理者の指定についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第24号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号 昭和村公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第25号 昭和村公の施設の指定管理者の指定について

○議長（片柳悦夫君） 日程第15、議案第25号 昭和村公の施設の指定管理者の指定についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第25号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号 昭和村公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第28号 令和5年度昭和村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第16、議案第28号 令和5年度昭和村一般会計補正予算（第6号）についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第28号について質疑に入ります。

林幸司君。

○9番（林 幸司君） 先日は議会全員協議会で詳細な説明をいただきましたので、本来なら質疑はしなくてもいいかなと思ったんですけども、せっかくの本会議でありますので、二、三、お聞きをしておきたいと思います。

物価高騰対策給付金7万円に続いて、今回また10万円の給付ということで5,500万円が計上されております。補正予算でありますので、当然、年度内に支給をしなければならな

いわけですが、この5,500万円の支給について、年度内支給、間に合う予定なのかどうか、健康福祉課長に聞いておきたいと思います。

それから、農業委員さんの報酬が大幅カットということで、大変忍びない状態になっております。何とか、この農業委員さんの報酬はこんなに上がったり下がったりしないように、村として最低50万ぐらいは年額として農業委員さんの報酬、あまり激減しないように何とか配慮していただけないかということで、前からお願いしているんですけども、村長さんの考えを聞いておきたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（加藤繁範君） それでは、林幸司議員のただいまの質問にお答えをさせていただきます。

給付金の今回の10万円の関係につきましては、年度末から事業を始めさせていただきます、繰越しを起こして6年度にも給付をする予定で、今のところはおります。なお、また6年度にもまた新たな事業がございまして、現在、非課税ではない世帯が来年度、非課税になった世帯には10万円の給付ということで、今お話が来ておりますので、そちらにつきましては、また次年度の補正予算で対応をしていくということで予定をしておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

○村長（堤 盛吉君） ただいまの林幸司議員さんの質問にお答えいたします。

農業委員さんの報酬についてのご質問がありましたけれども、農業委員さんの報酬につきましては固定されております。その上で、最適化推進委員さんの活動実績に応じた見積りで毎年、変化をしております。群馬県内で最適化推進委員を置かなくていいのは昭和村だけでございます。といいますのは、農地の集積率が高いということで、置かなくていいんですけども、ほかの市町村では最適化推進委員を農業委員のほかに置いております。

ですから、その変動している推進委員さんの報酬については各市町村の出来高の実績によってということでございます。

ですから、国からの交付金でありますけれども、実際には毎年毎年、そういった活動実態が違うということで金額が変わってくるということになっております。

私からの答弁は以上ですけれども、そのほかにも必要があれば担当から説明させますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

○9番（林 幸司君） そうは言っても、60万、70万の報酬になったり、50万、40万というふうには、もう本当にたまげるぐらい、倍ぐらいの変動になって、今回も本当に今までになく下がってしまったと。やっぱり一生懸命頑張っている農業委員さん、勤務評定みたいな形で報酬が下がっちゃったんじゃないかと思うんですよ。じゃ、国が評価するような、いろんな指標はあろうかと思いますが、農業委員さん、今までそんなに頑張らなかったことはないと思うんです。去年、頑張らなかったから今年安くなっちゃうというのおかしいなと思っているんですよ。ぜひ、村として、ある程度、国から来る交付金はこれは基準ですからしようがありませんが、村でその分を調整するなりして、ある程度の補償をしていくということをぜひ検討していただきたいと思っています。

それから、じゃ、時間もありますから、ふるさと納税の関係、予算、補正予算で8億円余が計上されております。2か年続けて10億を突破して、今年度も10億が期待をされるという中で8億という補正予算の形状になっております。

今日現在の最新の情報で、どのぐらい最終的に今年度のふるさと納税の収入を見込んでいるのか、最新の情報で分かる範囲で、総務課長、説明していただければありがたいと思います。

それから、先日、予算審議のときに不動産の登記の関係を私聞いたら、お役所は不動産の登記は義務じゃないからやってもやらなくてもいいんだというような流れだったと思いますが、副村長に参考に聞いておきますが、すーぱーこいけ、約3,000万円で購入したこの建物と土地の登記は終わったんでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 総務課長。

○総務課長（堤 重典君） ただいまのふるさと納税のご質問に対しましてお答えさせていただきます。

令和5年度の実績につきましては、現段階では約8億6,000万を見込んでおりますので、

よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 副村長。

○副村長（角田正良君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

旧すーぱーこいけ昭和店の建物、土地の登記につきましては済んでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

○9番（林 幸司君） 登記については法務省が登記情報提供サービスという無料で登録すると1件につき300円の手数料はかかるんですけども、誰でも自由に日本全国の、法人も含めた登記情報を誰でも自由にダウンロードして確認をすることができるというサービスが始まったんですね。私も登録してみました。そしたら、貝野瀬の構造改善センターの土地と土地の登記簿の内容と、これ、川龍寺の名義の登記になっているわけなんですけれども取ることができまして、1つ300円で、2つで600円かかっちゃっているんですけども、登記法ではどこの土地、建物、不動産、それから法人も含めて面積が幾らで、誰の所有になっているかというのは、もう本当に公開だと、誰でも自由に見られるんだよということのようであります。

貝野瀬区としても、ぜひこういった川龍寺名義の土地を貝野瀬区の名義にできれば変えていきたいなということでやっているわけですが、最後に1つだけ確認の意味で聞いておきます。その行政区に、課税する行政区の住民センターの敷地の固定資産税は確認しなかったんですが、4月から免除するということでよろしいんでしょうか。行政区の住民センターの敷地の固定資産税は4月から免除になるんでしょうか。確認の意味で聞いておきます。終わります。

○議長（片柳悦夫君） 総務課長。

○総務課長（堤 重典君） ただいまのご質問にお答えいたします。

住民センターの税金については免除という形ではないんですが、固定資産税分につきまして6年度分を7年度で補助金を出すということで、今検討しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号 令和5年度昭和村一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第29号 令和5年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（片柳悦夫君） 日程第17、議案第29号 令和5年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第29号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号 令和5年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第30号 令和5年度昭和村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
について

○議長（片柳悦夫君） 日程第18、議案第30号 令和5年度昭和村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第30号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号 令和5年度昭和村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 31 号 令和 5 年度昭和村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 号)について

○議長(片柳悦夫君) 日程第19、議案第31号 令和 5 年度昭和村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 号)についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第31号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長(片柳悦夫君) 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長(片柳悦夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長(片柳悦夫君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号 令和 5 年度昭和村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 号)についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(片柳悦夫君) 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 議案第 32 号 令和 5 年度昭和村介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について

○議長(片柳悦夫君) 日程第20、議案第32号 令和 5 年度昭和村介護保険特別会計補正予算(第 3 号)についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第32号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号 令和5年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
を採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第33号 令和5年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第21、議案第33号 令和5年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第33号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第33号 令和5年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 暫時休憩といたします。

午後3時5分再開にいたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 2時46分休憩

午後 3時 4分再開

○議長（片柳悦夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第22 議案第34号 令和6年度昭和村一般会計予算について

◎日程第23 議案第35号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計予算について

◎日程第24 議案第36号 令和6年度昭和村介護保険特別会計予算について

◎日程第25 議案第37号 令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第26 議案第38号 令和6年度昭和村簡易水道事業会計予算について

◎日程第27 議案第39号 令和6年度昭和村下水道事業会計予算について

○議長（片柳悦夫君） 日程第22、議案第34号 令和6年度昭和村一般会計予算についてを議題といたします。

お諮りいたします。

日程第22、議案第34号 令和6年度昭和村一般会計予算について、日程第23、議案第35号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計予算について、日程第24、議案第36号 令和

6年度昭和村介護保険特別会計予算について、日程第25、議案第37号 令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第26、議案第38号 令和6年度昭和村簡易水道事業会計予算について、日程第27、議案第39号 令和6年度昭和村下水道事業会計予算についてを一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、一括議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、林勝美君。

〔予算審査特別委員会委員長 林 勝美君発言〕

○予算審査特別委員会委員長（林 勝美君） 令和6年3月定例会、予算審査特別委員会委員長報告。予算審査特別委員会委員長報告を行います。

令和6年第2回昭和村議会定例会において、議員全員で構成する本特別委員会が設置され、付託を受けた事件について、3月6日、7日、8日、12日の4日間にわたり特別委員会を開催し、審査をいたしました。

審査に当たっては、説明者として村長、副村長、教育長、課長らの出席をいただき、慎重に審議を重ねましたので、その結果を、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

議案第34号 令和6年度昭和村一般会計予算について、審議の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第35号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計予算について、審議の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第36号 令和6年度昭和村介護保険特別会計予算について、審議の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第37号 令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について、審議の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第38号 令和6年度昭和村簡易水道事業会計予算について、審議の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第39号 令和6年度昭和村下水道事業会計予算について、審議の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上を申し上げまして、予算審査特別委員会における令和6年度予算審査についての委員長報告とさせていただきます。

○議長（片柳悦夫君） お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑は総括的に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、質疑は総括的に行うことに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

なお、討論並びに採決については各議案ごとに行います。

日程第22、議案第34号 令和6年度昭和村一般会計予算について、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

林幸司君。

○9番（林 幸司君） 今まで、堤村長の予算にはいろいろ理由をつけて反対をしてきたわけなんですけれども、今年度の予算については、すーぱーこいけ跡地へのサンモールの誘致予算、それからJA久呂保の宅地分譲の予算、さらには奨学金も50万円補助していただけると。新築住宅については100万円を今度は200万円にアップしていただけると、新庁舎もまもなく完成と、本当に堤村長もそういう意味では、今回、集大成の予算の内容かなという感じがしております。

私もいろいろ要求をしてきましたけれども、これだけ実現していただけると、さすがに反対しづらいなと。

しかし、1、2点、お願いをしていきたいと思いますが、予算の審査の過程でも申し上げ

げましたけれども、会計年度任用職員の比率が全国平均より相当高いということで、この辺の待遇改善について進めていただくようお願いをしておきたいと思います。

本当は一番心配なのが、総括質疑でもお聞きをしましたが、自治体の最も大事にしなければならない村民の個人情報、二重業務について。IT企業に委ねるこのシステムの統一標準化という予算が9,000万円ほど出されている。この執行に当たっては、村民の個人情報がいい加減な扱いをされて漏えいするようなことのないように、万全を期して取り組んでもらうようお願いをしておきまして、賛成の討論の理由とさせていただきます。

○議長（片柳悦夫君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号 令和6年度昭和村一般会計予算についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第35号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計予算について、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第36号 令和6年度昭和村介護保険特別会計予算について、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号 令和6年度昭和村介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第37号 令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号 令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第38号 令和6年度昭和村簡易水道事業会計予算について、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号 令和6年度昭和村簡易水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第39号 令和6年度昭和村下水道事業会計予算について、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号 令和6年度昭和村下水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

以上で、村長提案を終わります。

◎日程第28 委員長報告について

○議長（片柳悦夫君） 日程第28 委員長報告について、各常任委員長から報告を求めます。

最初に、総務民生常任委員会委員長、阿部孝司君。

〔総務民生常任委員会委員長 阿部孝司君発言〕

○総務民生常任委員会委員長（阿部孝司君） 令和6年3月定例会委員長報告、総務民生常任委員会委員長報告を行います。

総務民生常任委員会に付託されました請願等の審査経過と結果について、会議規則第94条第1項の規定によりご報告申し上げます。

3月8日、役場会議室において、委員全員、説明者として村長、副村長、関係課長らの出席の下、委員会を開催し、付託案件について慎重審議をいたしました。

受理番号21号、健康保険証の存続を求める請願書であります。本年12月から健康保険証の発行が終了し、マイナンバーカードによるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行する閣議決定がされております。本村ではマイナンバーカードを保有していない方が約3割程度となっており、カードを取得していない高齢者など、12月以降、医療関係の窓口での混乱が予想されます。そのため、継続しての健康保険証発行が必要と思われることから、慎重に審議した結果、賛成多数で採択すべきものとしたしました。

当委員会に付託されました請願の案件につきましては、以上であります。

以上を申し上げ、総務民生常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（片柳悦夫君） 次に、文教産建委員会委員長、林勝美君。

〔文教産建常任委員会委員長 林 勝美君発言〕

○文教産建常任委員会委員長（林 勝美君） 令和6年3月定例会委員長報告、文教産建常任委員会委員長報告を行います。

文教産建常任委員会に付託されました請願の審査経過と結果について、会議規則第94条第1項の規定によりご報告申し上げます。

3月11日、役場会議室において、委員全員、説明者として村長、副村長、教育長、関係課長、局長らの出席の下、委員会を開催し、慎重審議をいたしました。

受理番号22号、貝野瀬地区の村道大坂中野線と泉坂線側溝に蓋の設置を求める請願書であります。まず、現地調査を行い、状況等を確認いたしました。併せて、請願者である貝野瀬区の区長、紹介議員から村道大坂中野線は中野、大河原地域の幹線道路として利用しており、申請箇所は幅員が狭く、側溝に蓋の設置がないため、通行車両にとって大変危

陰で、蓋を設置することにより、道路幅も広がるため、溝蓋の設置が必要であるとのことでありました。

また、村道泉坂線では、申請箇所の両側には側溝があり、片側は大きな側溝が設置されていて、両側の側溝には蓋の設置がないため、通行車両にとって大変危険であるなどの説明を受けました。

これらを踏まえ、村道2路線での請願でありましたので、個々に慎重に審議した結果、村道大坂中野線側溝の蓋設置については賛成多数で採択すべきもの、村道泉坂線側溝の蓋設置については全会一致で趣旨採択とすべきものとしたしました。

当委員会に付託されました請願の案件につきましては以上であります。

以上を申し上げまして、文教産建常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（片柳悦夫君） 最後に、議会全員協議会に付託しました要望書の審査経過と結果について報告を行います。

全員協議会に付託されました受理番号第19号の昭和村統合小中学校建設委員会における建設予定地決定の見直しに対する要望書について、昭和村統合小中学校建設委員会では、議員出前懇談会での村民からの意見や各学校で開催された説明会等での意見を踏まえ、学校の建設には時間をかけてしっかり協議を進めていくとの説明がありました。

これを踏まえ、慎重に審議した結果、賛成多数で趣旨採択をすべきものとしたしました。

ここでお諮りいたします。

所管の委員長報告、議長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、委員長報告、議長報告のとおり決定します。

◎日程第29 発議第1号 健康保険証の存続を求める意見書について

○議長（片柳悦夫君） 日程第29、発議第1号 健康保険証の存続を求める意見書について、提出者から趣旨説明を求めます。

6番議員、阿部孝司議員。

〔6番 阿部孝司議員発言〕

○6番（阿部孝司君） 発議第1号 健康保険証の存続を求める意見書（案）について、

地方自治法第99条及び昭和村議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年3月14日提出。

昭和村議会議長、片柳悦夫様。

提出者、阿部孝司。

賛成者、沢浦典子、加藤生、藤井貞充、林幸司、佐藤好美。

それでは、意見書（案）の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

健康保険証の存続を求める意見書（案）。

政府は健康保険証を本年12月に廃止し、マイナンバーカードに一本化することを閣議決定しました。しかし、トラブルが続出し、健康保険証としてひもづけ登録した人は国民の約6割、窓口利用は5%にも及びません。このような中で、廃止が強行されれば大混乱となり、国民皆保険制度の下で守られてきた国民の命と健康が脅かされます。

よって、本村議会は国民、患者、医療関係も望んでいないマイナンバーカードへの一本化はやめて、誰もが安心して医療を受けられるように、健康保険証の廃止は行わず存続することを強く求めます。

以上、自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月14日、群馬県昭和村議会議長、片柳悦夫。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、厚生労働大臣様、デジタル大臣様。

以上、趣旨をご理解いただき、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより発議第1号 健康保険証の存続を求める意見書についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で議員提案を終わります。

◎日程第30 議員派遣について

○議長（片柳悦夫君） 日程第30、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付したとおり、議員派遣をしたいと思います。

なお、決定していない部分、事項、また後日変更事項等が生じたときは、議長に一任させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、お手元に配付したとおり議員派遣することに決定いたしました。

◎日程第31 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（片柳悦夫君） 日程第31、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長、特別委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございません

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎日程第３２ 字句等の整理委任について

○議長（片柳悦夫君） 日程第32、字句等の整理委任についてを議題といたします。
お諮りいたします。

今期定例会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、そのとおり決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（片柳悦夫君） 以上で、本日の定例会の会議に付議されました事件は全て終了いたしました。

村長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議長より、お許しをいただきましたので、閉会に当たり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本日、令和6年第2回議会定例会が無事閉会でき、提案いたしました議案につきまして、いずれも原案のとおり全会一致での可決を賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、2月27日、厚生労働省は令和5年の国内の出生数が過去最少となる75万8,631人であったと発表いたしました。統計を取り始めてから、初めて80万人を割った前年より、4万1,097人減少になったとのことであります。ある研究結果によると、出生数が75万人

となるのは令和17年頃と見込んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響があったとはいえ、想定を上回るスピードで少子化が進んでいるものと考えられます。

村といたしましても、令和6年度予算のスローガンとして「若者の定住促進と子育てしやすい村づくり」を掲げさせていただきました。給食費の完全無償化や奨学金返済補助、新築住宅補助金のかさ上げや分譲住宅地整備など、ソフト・ハードの両面から若者や子育て世帯を手厚く支援してまいります。

ところで、日本経済に目を移しますと、3月に入り、日経平均株価が4万円を突破し、史上最高値を更新いたしました。バブル期とは違い、日本の企業の円安に伴う利益増加や業績見通しのよさに裏づけられたものと言われております。

しかし、その一方で、物価は上昇し、仕事や生活に非常に大きな影響を与えておりますが、今後も景気の動向に慎重に注視していく必要があるものと考えております。

さて、3月に入り寒い日が続いておりましたが、梅のつぼみも膨らみ、春の訪れが近いことを感じます。

議員各位におかれましては、これからも健康管理に十分ご留意され、ますますご健勝にて議員活動に精励され、ご活躍されますことを心からご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（片柳悦夫君） これにて、令和6年第2回昭和村議会定例会を閉会いたします。

議員各位並びに執行部各位には、長期間にわたりまして誠にご苦勞さまでした。

午後 3時38分閉会